

強化指定選手・日本代表選手及び強化スタッフに関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本CPサッカー協会（以下、「協会」という）は、パラリンピックなどの国際大会において、メダル獲得や上位入賞を目指すため、技術・能力・資質などに優れた選手を選抜して日本代表チームを構成することを目的として、強化指定選手・日本代表選手の選考基準などを定める。

(選手の人数)

第2条 強化指定選手の人数は、年度毎に決定する。
2. 日本代表選手の人数は、大会毎に決定する。

(選手の選考)

第3条 強化指定選手の選考は、国際大会の開催時期に合わせて行う。
2. 強化指定選手は、選手選考会により選考するが、代表監督が必要と認めた場合は、選考対象大会出場選手の中から、追加登録申請ができるものとする。

(強化スタッフの選考)

第4条 強化スタッフの選考は、理事会において決定する。
強化スタッフには、強化部長、代表監督、コーチ、トレーナーを配置するほか、必要に応じて追加することができる。

(選考基準と手順)

第5条 強化指定選手は、協会の登録選手であることとする。
2. 代表監督は、選手選考会でのパフォーマンス（スキル、フィジカル、スポーツマンシップ等）を参考に選考のうえ、強化指定選手の登録申請を行う。追加登録申請についても同様とする。
3. 強化指定選手登録は、選手の意思を確認のうえ、理事会で決定する。
4. 日本代表選手は、強化指定選手から選出する。

(選考対象大会)

第6条 CPサッカー全日本選手権大会を含む、該当年度と該当年度から過去1年間に行われた協会主催の試合が行われた大会。
2. 該当年度から過去2年間における国際大会。

(強化指定選手、強化スタッフの肖像権)

第7条 強化指定選手の肖像権は、代表選手として出場する大会及びイベント・選手選考会・強化合宿においては、協会が管理する。

(強化指定選手の取り消し)

第8条 強化指定選手は、以下の場合、強化指定を取り消すことがある。

- (1) 本人から協会へ辞退の申し出があった場合
- (2) 競技をする上で、健康上の問題があると判断された場合
- (3) クラス分けにより、国際大会出場資格に該当しないと判断された場合
- (4) 協会の倫理規定、行動規範、ドーピング防止規程に違反があった場合
- (5) 強化指定選手、日本代表選手として相応しくない言動があった場合
- (6) 宣誓書及び、遵守事項を守らなかった場合

(遵守事項)

第9条 強化指定選手及び強化スタッフは下記のことを遵守しなければならない。

遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) 指定された書式の診断書の提出、服用薬・健康状況の報告
- (7) アンチ・ドーピングに関する規程

(費用負担)

第10条 強化指定選手は、「強化指定選手登録料」を負担する。

負担する金額については、寄付や助成等の状況を勘案し別に定める。

附則

この規定は、平成 29 年 月 日から施行する。